

年金受給者のための 所得税等確定申告事前相談会

公的年金等受給者で所得税等の確定申告が必要な人を対象に、確定申告の事前相談会を開催します。詳しくは、津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

とき(2月)	ところ
1日(月)・2日(火)10:00~16:00	久居公民館
3日(水)・4日(木)10:00~16:00	一志高岡公民館
8日(月)・9日(火)10:00~16:00	市河芸庁舎
5日(金)・8日(月)・9日(火)・10日(水)・12日(金)・15日(月)9:00~17:00 ※会場への入場には入場整理券が必要	三重県教育文化会館 本館5階

※久居公民館・三重県教育文化会館は駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用ください。

医療費控除の申告の際の添付資料について

従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、医療費控除に関する明細書または医療費通知(医療費のお知らせ)*の原本を添付する方式に改められました。これに伴い、令和3年度市民税・県民税(令和2年分所得税)以降の申告においては、領収書の添付や領収書の合計金額を提示するだけでは控除を受けることができません。必ず医療費控除に関する明細書または医療費通知(医療費のお知らせ)の原本を添付してください。

※津市国民健康保険、三重県後期高齢者医療広域連合発行の医療費通知(医療費のお知らせ)は利用できますが、津市国民健康保険発行の医療費通知は12月受診分、三重県後期高齢者医療広域連合発行の医療費通知は10~12月受診分が記載されていないため、その分の明細書を作成してください。

上場株式等に係る配当所得等の申告

上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において総合課税または申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書または市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。なお、上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書とは別に市民税・県民税の申告書を提出する必要があります。

住宅を取得等した人のための 所得税等確定申告事前相談会

と き 2月5日(金)・8日(月)・9日(火)・10日(水)・12日(金)・15日(月)9時~17時 ※会場への入場には入場整理券が必要

ところ 三重県教育文化会館本館5階

対象 令和2年中に家屋の新築または新築住宅を取得した人で、次に該当する人

- 住宅取得後6カ月以内に入居し、令和2年末まで引き続き居住
- 家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上
- 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用
- 令和2年分の合計所得金額が3,000万円以下
- 金融機関等の住宅ローン(償還期間10年以上)を利用

※詳しくは津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

市民税・県民税の申告

令和3年1月1日に居住していた市区町村で申告してください。また、確定申告をしても市民税・県民税の申告が必要な人もいます。

新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のため、会場の分散利用・e-Tax(電子申告)や郵送での申告にご協力ください。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)での申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで所得税の確定申告書を誰でも簡単に作成することができます。

平成31年1月からは、マイナンバーカードやICカードリーダーがない人も「ID」と「パスワード」(税務署で事前に手続きが必要)を使用してe-Tax(電子申告)で確定申告ができるようになりました。e-Taxで確定申告すると、「書面で提出した場合より還付金を早く受け取れる」「本人確認書類の提示または写しの添付が不要」などたくさんのメリットがあります。

申告会場の密集を避けるためにも、「確定申告書作成コーナー」を利用して確定申告書を作成し、e-Taxまたは印刷して郵送などで提出してください。

申告や納税に関する問い合わせ

申告や納税に関する相談や問い合わせについては、津税務署(☎228-3131)へ電話すると自動音声で案内しています。相談内容に応じて該当する番号を選択してください。